

貸金庫規定



貸金庫規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

2. (貸金庫の利用)

砺波信用金庫(以下「当金庫」といいます。)貸金庫の利用を申込み、当金庫が適当と認めた方(以下「借主」といいます。)は、当金庫があらかじめ貸与した貸金庫開閉のための鍵と貸金庫利用カード(以下「貸金庫カード」といいます。)により、貸金庫を利用することができます。また、借主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」といいます。)の貸金庫の利用についても、この規定を適用するものとします。

3. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
- ② 公社債券、株券、その他の有価証券
- ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品

ただし、壊れやすいものは格納できません。万一、毀損した場合でも当金庫は責任を負いません。

- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

(2) 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日とし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書または小切手によらず、払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

6. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

7. (貸金庫カードの発行、暗証の届出等)

(1) 貸金庫の利用にあたっては、貸金庫申込書および貸金庫暗証番号届(以下「暗証届」といいます。)ならびに貸金庫印鑑届に記入のうえ、ご使用の印章および暗証を届出てください。当金庫は、貸金庫カードを発行します。

(2) 代理人を指定しているときは、代理人の暗証を暗証届に記入のうえ届出てください。当金庫は、代理人が使用する貸金庫カードを発行します。

8. (貸金庫の開閉等)

貸金庫の開閉は、次により取り扱ってください。

(1) 貸金庫の開閉にあたっては、借主または代理人が貸金庫カード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。

(2) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。

- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 閉庫後は、貸金庫の施錠を確認うえ、貸金庫取出口扉の開閉ボタンを操作し、貸金庫を格納してください。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、暗証、氏名、代表者、代理人、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 正鍵および貸金庫カードを失ったとき、もしくは破損したときも同様とします。
- (3) 届出のあった氏名・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (貸金庫カード・鍵の喪失時等の取扱)

- (1) 貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合または破損した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合または破損した場合で当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。なお、この場合、当金庫所定の手続きをしたうえ、従前の貸金庫は直ちに明け渡してください。
- (3) 貸金庫カードを失った場合または破損した場合で貸金庫カードの再発行する場合は、当金庫所定の手数料を支払ってください。
- (4) 正鍵を失った場合または破損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

12. (暗証番号照合・印鑑照合等)

- (1) 貸金庫の開閉にあたり、カード読取機により貸金庫カードを確認のうえ記録し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証の合致を確認して取扱をしましたうえは、借主または代理人力操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱をしましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (損害の負担等)

- (1) 災害・事変その他の不可抗力の事由または、当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失・滅失・毀損・変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または、第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

14. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵・貸金庫カードまたは印章を失った場合に解約するときは、このほか第11条に準じて取扱いします。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はいつでも契約を解約することができますものとし、この場合、当金庫から解約通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主が行方不明とき
 - ③ 借主の相続があったとき
 - ④ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ⑤ 店頭の改装・閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとし、この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が、貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。
- この場合第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第5条第1項の方法に準じて自動引き落としできるものとし、

(5) 第1項または第3項の明け渡しに3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は、副鍵を使用して貸金庫を開閉のうえ、格納品を別途管理し若しくは、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により処分し、または処分が困難場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開閉に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(5) 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当できるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

15. (貸金庫の修箱・移転等)

貸金庫の修箱または移転その他やむをえない事情により当金庫が、格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災・格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して、貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (譲渡・転貸等禁止)

貸金庫の使用権および貸金庫カードは譲渡・転貸または質入することはできません。

18. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

19. (準拠法、裁判管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。この規定の取扱いに関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。

以上